

重要事項説明文

1.当園の概要

法人種別（法人名）	社会福祉法人 広和会
名称	富田保育園
所在地	岡山市北区富田 74 番地の 1
認可年月日	昭和 51 年 8 月 30 日
電話番号・FAX	☎ 086-223-0872 FAX 086-226-3935
HP	http://www.tomitahoikuen.jp/
E-mail	info@tomitahoikuen.jp
理事長名	本屋 亮一
園長名	本屋 亮一
利用定員	120 名
実施する事業の種類	延長保育、一時預かり保育（在園児で育休延長をされた方のみ） ※新 2 号および新 3 号認定子どもの無償化の対象施設ではありません。

2.開所日・開所時間・保育提供時間及び休園日

開所日	開所時間	保育提供時間	延長保育時間	休園日
月曜日～ 土曜日	7 時 00 分～ 18 時 00 分 ※18 時 00 分～ 19 時 00 分は 延長保育事業	保育標準時間 7 時 00 分～ 18 時 00 分	18 時 00 分～ 19 時 00 分	・日曜日 ・祝祭日 ・12 月 29 日～ 1 月 3 日 ・その他、園長が必 要と判断した日
		保育短時間 8 時 30 分～ 16 時 30 分	7 時 00 分～8 時 30 分又は 16 時 30 分～18 時 00 分 18 時 00 分～19 時 00 分は別料金	

- ※ 2019 年 4 月 1 日以降に育休取得された方は保育短時間 8：30～16：30 までの保育となります。
また、土曜日保育のお預かりはお断りさせていただきます。ご事情がある方は園長にご相談ください。
- ※ 土曜日は延長保育を行っていません。
- ※ 短時間認定こどもについては、週 5 日までの登園とします。但し、2 号認定こどもについては除く。
- ※ その他、園長が必要と判断した日については、別紙「特別警報」「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」
「避難指示（緊急）」発令時等「地震発生時」の対応について別紙 1 参照。
- ※ 土曜日保育についての記載は 7.土曜日保育をご参照ください。

3.職員体制

	常勤	常勤の有資格者	非常勤	非常勤の有資格者	備考
園長	1 人	保育士資格有			
主任保育士	2 人	2 人			
保育士	15 人	15 人	3 人	3 人	
事務職員	1 人	保育士資格有			
調理員	3 人	3 人			栄養士 1 人、管理栄養士 1 人
保健師又は看護師	1 人	看護師免許有			

（令和 2 年 4 月 1 日 現在）

4.施設・設備の概要

建物等の状況	構造	鉄筋コンクリート造 2階建 陸屋根構造			
	建物延面積	997.57 m ²		建築年月日	平成13年3月31日
	各部屋の面積	室名	面積等	室名	面積等
		乳児室	54.21 m ²	保育士休憩室	12.90 m ²
		ほふく室	68.29 m ²	調乳室	5.00 m ²
		保育室	4室 計 241.5 m ²	ランチルーム	95.00 m ²
		遊戯室	なし	便所	計 59.01 m ²
		医務室	5.33 m ²	その他（廊下等）	370.78 m ²
		調理室	55.52 m ²		
		事務室	30.03 m ²	計（延面積）	997.57 m ²
敷地面積	2939.08 m ²	設備の種類	各クラス冷暖房、扇風機		
内借地	1346.61 m ²		0・1歳児クラス 床暖房 等		

5.給食等について

(1) 提供方針

給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しております。そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

(2) 提供方法

自園調理

(3) アレルギー等への対応

使用する食材の中にアレルギーなどで食べられないものがありましたら、除去食等の対応をしています。
※事前に当園指定様式に医師の診断が必要です。

(4) 衛生管理等

調理師（栄養士を含む）及び主任保育士、フリー保育士、0歳児クラス担任は、毎月検便を行っています。

6.当園と保護者の連絡について

- 当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。
0歳児クラス ⇒ おおむね毎日
1・2歳児クラス ⇒ おおむね2週間に1回程度
3・4・5歳児クラス ⇒ 年4回（学期に1回月末）
クラス担任より、保育園での様子等をお伝えしています。
- 1カ月に1回、園だより及び2カ月に1回、クラスだよりを発行します。月の行事や連絡事項などをお知らせします。
- 5月、11月、1月には対象クラスの保護者の方と個人懇談を行っています。

7.土曜日保育について

- 土曜日保育希望の方は、前日金曜日の朝の検診に土曜日お昼寝記入表に子どもさんの名前を記入してください。（土曜日保育は両親共、お仕事の方のみ保育を受けます）
- 土曜日保育は、新規入園された方で“慣らし保育中”の方はお受けできません。

- ・離乳食について、月齢に応じて離乳初期より提供しておりますが、土曜日の離乳初期（ペースト状）はありません。土曜日の離乳食は中期以降で初期の子どもはミルク対応になります。
- ※ ミルクが飲めない場合は自宅から離乳食を持参していただきます。
- ※ 上記は一般的な対応になるので、月齢が小さくミルクも少量しか飲めない等の時は、担任より個別に声をかけて土曜日保育をお断りさせていただく場合があります。

8.保育料

(1) 基本保育料

支給認定をした市町村が定める保育料を市町村にお支払いいただきます。

令和元年 10 月より 2 号認定こども（3 歳児クラス～5 歳児クラス）は保育料が無償になります。

(2) 延長保育料

- ・標準時間認定 ⇒ 18:00～19:00

日額 1 回 250 円 ※令和 2 年 4 月から月額延長保育は廃止になります。

※延長保育料は、おやつ代ではありません。おやつは間食として提供しております。

- ・短時間認定 ⇒ ①7:00～8:30 ②16:30～18:00 ③18:00～19:00

①②につきましては、1 回 100 円 月額は設定ありません。

③につきましては、標準時間認定と同じ金額です。

※同日に①及び②を利用された場合、2 回とし 200 円を徴収します。

(3) 一時預かり保育料（在園児で育休延長をされる方のみ）

3号認定子ども

①8時30分から16時30分まで 1日 3,500円

②8時30分から12時30分まで 半日 2,500円

2号認定子ども

①8時30分から16時30分まで 1日 2,500円

②8時30分から12時30分まで 半日 1,500円

(4) 実費徴収

(例) ①2号認定こどもの給食費 月額 6,000円

内訳（主食費 1,500円 副食費 4,500円）※別紙 2 参照

②保護者会費 月額 500円

③絵本代 各年齢により異なります。

④保育用品（制服・帽子・製作用品等）各年齢・各家庭で異なります。

9.支払方法（延長保育料や実費徴収の料金）

(1) 現金払

（支払い期限：集金袋配布日から 5 日以内に提出してください。）

10.利用の開始及び終了について

当園は以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- ・小学校に就学したとき
- ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- ・当園の保育方針に従っていただけないとき

11.保護者会について

保護者の自主運営による保護者会があります。年1回5月に役員紹介、収支報告等は配布を行います。年5回役員会を行い、当園からは、園の運営方針、行事での役員の方への協力要請をします。また、役員会では保護者からご意見を頂いたり、意見交換する場としています。

※保護者会費は園が代理で徴収を行い、保護者会役員は毎年度変更するため、通帳は園で管理を行っています。

12.賠償責任保険の加入

(1) 保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(2) 保険の種類

保育園児団体傷害保険

(3) 保険金額

入院保険金日額 2,250 円

通院保険金日額 1,500 円

13.嘱託医

(1) 内科

名称	医療法人しげとし医院
医院長名	重歳 正和
所在地	岡山市南区新保397-17

(2) 歯科

名称	杉山歯科医院
医院長名	杉山 雅昭
所在地	岡山市北区東古松3-1-28

14.緊急時の対応方法

子どもさんの容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先（会社）へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、総合病院等の機関で、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

15.非常災害時の対策

当園には、緊急時対応のため「一斉メール配信システム」がありますので、必ず登録をお願いします。

消防計画作成 (変更)届出書	北区中消防署 平成 26 年 4 月 1 日 届出			
	防火管理者	氏名 園長 本屋亮一		
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回）を実施します。			
不審者訓練	不審者を想定した不審者訓練（年2回）を実施します。			
防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯			
避難場所	第1避難場所	富田保育園	第2避難場所	スーパースポーツゼビオ岡山

※避難場所については、状況に応じて変更する場合があります。変更の場合は「一斉メール配信システム」により保護者の方へお知らせします。

16.虐待等の禁止

1 本園は、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3) その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な措置

2 職員は、入所児に対し、児童福祉施設最低基準第 12 条及び第 13 条の規程により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る、体罰等直接入所児の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えない又は無理に食べさせること。
- (6) 入所児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉がけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該入所児を無視すること。

17.児童虐待防止法遵守

職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家庭の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

保育目標・保育方針・感染症・お願い・個人情報保護・苦情解決につきましては、入園のしおりをご覧ください。

平成 27 年 4 月 1 日より施行する
平成 28 年 8 月 29 日より一部改正
平成 30 年 4 月 1 日より一部改正
平成 31 年 4 月 1 日より一部改正
令和 元年 10 月 1 日より一部改正
令和 2 年 4 月 1 日より一部改正

「特別警報」・「避難準備・高齢者等避難開始」・「避難勧告」・「避難指示（緊急）」等発令時
 (※警戒レベル3以上)・地震発生時の対応について

(1) 園の所在地において発令（岡山市北区富田）(※警戒レベル3以上)

ア 登園前に発令された場合

午前6時～午前7時の段階で発令された場合は、1日休園とする。(解除後も、当該休園日については再開をしない。)

基本的には休園の場合“うさぎメール”でお知らせしますが、電波状況によりメールが届かないこともあるので各自で災害状況を確認してください。

※園の所在地において警報等が発令されていない場合でも職員が出勤できない状況にあって、開園時間が変更になる場合“うさぎメール”でお知らせします。

イ 登園後に発令された場合

①「特別警報」・「避難準備・高齢者等避難開始」発令

園で待機し、保護者への引渡しによる降園を基本(ただし、発令地域に自宅がある場合は、保護者と相談して判断する。)とします。園周辺の状況により緊急を要する場合は、引渡しを中断して、避難場所への誘導を開始します。その後、避難場所での引渡しを行います。

②「避難勧告」・「避難指示（緊急）」発令

避難場所への誘導を最優先とします。その後、避難場所で保護者への引渡しを行います。

ウ 園の所在地において長期間の「避難指示」が発令された場合

気象情報や道路状況を含め、安全が確保されていると判断した場合に限り園から連絡の上、開園します。

(2) 園の所在地において地震が発生した場合（震度5弱以上）

ア 閉園後（平日午後7時以降から翌朝の開園前）に発生した場合

園の施設等の安全確認のため、休園（終日）する。

※土曜日閉園後から翌開園日の開園前に発生した場合、翌開園日（祝祭日を除く）を施設等の安全確認のため、休園（終日）とする。

※開園中に地震が発生した場合は、津波警報等の情報にも留意しながら、特別警報、避難勧告、避難指示（緊急）の場合と同様の対応を行います。

(3) 園児の住宅地において発令（お住まいの住所）(※警戒レベル3以上)

ア 登園前に発令された場合

登園は控えてください。

イ 保育時間内に解除された場合

安全に気をつけて保護者の判断により登園してもかまいません。

ウ 登園後に発令された場合

保護者から申出があった場合は、保護者へ引渡しします。

※職員については、居住地において避難勧告・避難指示（緊急）が発令の場合、

（※警戒レベル4）出勤しない。（“暴風警報”“避難準備・高齢者等避難開始”を除く）

上記の場合、年間指定休及び年次有給休暇ではなく“休業扱い”となります。

休業扱いの場合であっても、通常支払う賃金を支払うものとします。

※避難勧告・避難指示（緊急）が発令されていないが休む場合は、年間指定休又は年次有給休暇で対応する。

（4）防災情報の入手方法について

通常のテレビ放送画面による告知は注意報や警報のみで、「避難準備・高齢者等避難開始」や「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令状況について表示されないことがあります。

よって、次の方法を参考に情報を入手してください。

「岡山市ホームページ」・「おかやま防災情報メール」・「緊急告知 FM ラジオ」・「災害情報共有システム L アラート」等

※スマートフォンをお持ちの場合は、「おかやま防災ポータル」サイトがおすすめです。

（5）避難場所について

富田保育園の指定避難場所は岡山市立岡南小学校に指定されておりますが、
当園から距離がある事から原則

第1 避難場所 ⇒ 富田保育園

第2 避難場所 ⇒ スーパースポーツゼビオ3Fとなっております。

緊急時、避難場所の変更、子どもさんの状況等は「うさぎメール」でお知らせします。

以上

※上記警報以外（例えば、暴風警報等）で園児に危険が及ぶと判断した場合や、
被害により保育を行う事が困難な場合、お迎えをお願いする場合があります。

給食費の個人負担について

2019年10月より実施される、3歳児クラス～5歳児クラスに在園の子どもさんの保育料無償化に伴い、給食費が個人負担になります。給食費は毎月所定の封筒でお支払ください。

変更前	変更後
毎月、主食費として 1,500円 ※副食費は保育料 に含まれています。	毎月、給食費として月額 6,000円 ※月額（平均 20 日分 “月により基準日が異なります。” 献立表に基準日を記載します）としてお支払いただき、 <u>基準日以上登園</u> された場合、1 日あたり 300 円を翌月に追加でお支払い いただきます。 基準日未満の登園日数でも差額は返金いたしません。ご了承ください。 ※消費税増税、物価高騰により月額を変更する場合があります。 その際は事前にお知らせします。 ※年度末に差額調整は行いません。

※一斉給食の為、家庭からのお弁当持参は園が指定した日（園外保育等）以外は認めません。

※1ヵ月分以上滞納した場合、園の対処に従います。

給食費の個人負担について

（年収 360 万円未満相当の世帯及び第 3 子以降の子どもについては副食費負担なし）

※副食費負担のない世帯には、岡山市より通知があります。

変更前	変更後
毎月、主食費として 1,500円 ※副食費は保育料 に含まれています。	毎月、給食費として月額 1,500円 ※月額（平均 20 日分 “月により基準日が異なります。” 献立表に基準日を記載します）としてお支払いただき、 <u>基準日以上登園</u> された場合、1 日あたり 75 円を翌月に追加でお支払い いただきます。 基準日未満の登園日数でも差額は返金いたしません。ご了承ください。 ※消費税増税、物価高騰により月額を変更する場合があります。 その際は事前にお知らせします。 ※年度末に差額調整は行いません。

※一斉給食の為、家庭からのお弁当持参は園が指定した日（園外保育等）以外は認めません。

※1ヵ月分以上滞納した場合、園の対処に従います。